

食品安全委員会の6月の運営について（報告）

1. 食品安全委員会の開催

第241回 6月5日（木）

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

- 動物用医薬品等（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器をいう。以下同じ。）のうち、動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第24条で規定する対象動物に該当しない動物であって愛がん用のものを対象とする動物用医薬品等についての承認、再審査又は再評価を行う場合に関し、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると確認された

(2) 食品健康影響評価の要請

- 以下の案件についてリスク管理機関から説明

農薬（6品目）	オキサジクロメホン、トリルフルアニド、ピリプロキシフェン、プロチオコナゾール、ジメテナミド、ペンディメタリン
動物用医薬品（2品目）	① エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤（エプリネクス トピカル） ② トビシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（水産用フジペニン40、水産用フジペニン20、水産用フジペニンP）の再審査

(3) 各専門調査会における審議状況についての報告

- 専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

添加物専門調査会（3品目）	2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン
---------------	--

(4) 食品健康影響評価

- 以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

動物用医薬品（6品目）	① リファキシミン ② マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（6/85株）生ワクチン（ノビリス MG6/85）の再審査 ③ マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン（MG 生ワクチン（NB I））の再審査 ④ マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症（G210株）生ワクチン（“京都微研” ポールセーバーMG）の再審査 ⑤ トリレオウイルス感染症生ワクチン（ノビリス Reo 1133）の再審査 ⑥ トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤（牛用バイコックス、豚用バイコックス）
-------------	--

(5) 第76回国際獣疫事務局（OIE）総会の概要について農林水産省から報告

(6) 食品安全委員会の5月の運営について報告

第 242 回 6 月 12 日 (木)

(1) 食品健康影響評価の要請

- 以下の案件についてリスク管理機関から追加説明

遺伝子組換え食品等 (4 品目)	① コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604 (食品) ② チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種 (食品) ③ コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種 (食品) ④ チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種 (食品)
------------------	---

(2) 各専門調査会における審議状況についての報告

- 各専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

農薬専門調査会 (2 品目)	フルセトスルフロン、マンジプロパミド
動物用医薬品専門調査会 (1 品目)	プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤 (カルチャージ) 及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム

(3) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等 (平成 20 年 5 月分) について報告

第 243 回 6 月 19 日 (木)

(1) 食品健康影響評価の要請

- 以下の案件についてリスク管理機関から説明

農薬 (2 品目)	メトラクロール、フルミオキサジン
-----------	------------------

(2) 各専門調査会における審議状況についての報告

- 専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

農薬専門調査会 (2 品目)	1-ナフタレン酢酸、アセタミプリド
----------------	-------------------

(3) 食品健康影響評価

- 以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

添加物(1品目)	亜塩素酸水
清涼飲料水 (2物質)	亜塩素酸、二酸化塩素
食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(1物質)	アスコルビン酸
飼料添加物 (1品目)	L-アスコルビン酸ナトリウム

(4) 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正について

- 担当委員の廣瀬委員及び事務局より報告があり、食品安全関係府省緊急時対応基本要綱以下、5つのマニュアルの改正案について了承され、委員会の内部規程である基本指針等については決定とされた

第244回 6月26日(木)

(1) 各専門調査会における審議状況についての報告

- 専門調査会から報告された以下の案件について国民からの意見・情報の募集に着手することを決定

農薬専門調査会 (2品目)	トリフロキシストロビン、フルアジナム
動物用医薬品 専門調査会 (3品目)	① ミロサマイシン ② ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤 (マイプラビン注100) ③ ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤 (みつばち用アピテン)の再審査

(2) 食品健康影響評価

- 以下の案件について検討し、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知

飼料添加物 (1品目)	タウリン
飼料添加物の 賦形物質 (1品目)	飼料添加物アスタキサンチン、カンタキサンチン及び 酢酸dI- α -トコフェロールの製剤の賦形物質 リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム

(3) 「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準」が決定された。

(4) 容器包装詰低酸性食品のボツリヌス食中毒対策について厚生労働省から報告

(5) 食品安全モニターからの報告(平成20年4,5月分)について

2. 専門調査会の運営

(1) 企画専門調査会

第24回 6月18日(水)

- ・平成19年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて審議し、原案を一部修正の上、食品安全委員会に報告することを決定
- ・平成19年度食品安全委員会運営状況報告書(案)について審議し、原案を一部修正の上、食品安全委員会に報告することを決定

(2) 緊急時対応専門調査会

第25回 6月10日(火)

- ・食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正について審議し、所要の手続きを取ることを決定
- ・平成20年度緊急時対応訓練計画について報告
- ・「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討について」について計画案が了承された

(3) 添加物専門調査会

第59回 6月17日(火)

- ・「ソルビン酸カルシウム」について調査審議し、一部修正を行った上で、追加資料が得られた後に再度審議することとされた
- ・「乳酸カリウム」について調査審議したが、時間の都合上継続審議となった

(4) 農薬専門調査会

第39回 幹事会 6月3日(火)

- ・急性参照用量(ARFD)に関するこれまでの経緯及び他省の動きについて報告があり、海外の設定状況等を参考にしながら、ARFDの設定について幹事会で検討していくこととなった
- ・①「1-ナフタレン酢酸」、②「アセタミプリド」、③「トリフロキシストロビン」、④「フルアジナム」、⑤「フルセトスルフロン」及び⑥「マンジプロパミド」について調査審議し、それぞれの評価書案を一部修正の上、食品安全委員会に報告することを決定され、②についてはARFDを参考情報として示すことも併せて決定
- ・「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき報告

第16回 確認評価第一部会 6月9日(月) ※非公開

- ・①「ピリブチカルブ」及び②「メタラキシル及びメフェノキサム」について調査審議し、それぞれの評価書案を一部修正の上、幹事会に報告することを決定

第13回 確認評価第二部会 6月13日(金) ※非公開

- ・①「ジクロシメット」、②「ピリフルキナゾン」及び③「フェノキサニル」について調査審議し、②については継続審議、①及び③については評価書案を一部修正の上、幹事会に報告することを決定

第 22 回 総合評価第一部会 6月18日(水) ※非公開

- ①「EPN」及び②「フェントラザミド」について調査審議し、それぞれの評価書案を一部修正の上、幹事会に報告することを決定

第 40 回 幹事会 6月24日(火)

- 急性参照用量(ARfD)に関する海外のガイダンス等が提出され、それらを参照の上、リスク管理機関と調整を進めながら、ARfDの設定について検討していくことを決定
- ①「オキサジクロメホン」、②「カズサホス」、③「ゾキサミド」、④「チアゾピル」、⑤「トリルフルアニド」、⑥「フェンブコナゾール」、⑦「フロニカミド」、⑧「プロポキシカルバゾン」及び⑨「メタフルミゾン」について調査審議し、⑥は原案どおり、⑥以外の評価書案は一部修正の上、それぞれ食品安全委員会に報告することを決定
- 「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき報告

(5) 動物用医薬品専門調査会

第 6 回 確認評価部会 6月25日(水)

- ①「ラフォキサニド」、②「カルプロフェン」、③「セフキノム」及び④「イミドカルブ」について調査審議し、それぞれの評価書案を一部修正の上、動物用医薬品専門調査会に報告することを決定

第 95 回 6月25日(水)

- ①「硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)」及び②「ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)」について調査審議し、②については継続審議、①については、評価書案を一部修正の上、食品安全委員会に報告することを決定

(6) 遺伝子組換え食品専門調査会

第 62 回 6月20日(金)

- 「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準」について調査審議し、一部修正の上、食品安全委員会に報告することを決定

第 63 回 6月20日(金) ※非公開

- ①「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604(食品・飼料)」、②「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統を掛け合わせた品種(食品)」、③「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種(食品)」及び④「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統を掛け合わせた品種(食品)」について調査審議し、指摘事項を確認の上、評価書案を修正することとなった

- ・ 「*Streptomyces violaceoruber* (p N A G)株を利用して生産されたキチナーゼ)について調査審議し、食品安全委員会に報告することを決定

(7) 新開発食品専門調査会

第2回ワーキンググループ(体細胞クローン家畜由来食品) 6月2日(月)

- ・ 体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性について審議

3. 意見交換会等の開催

意見交換会

食品に関するリスクコミュニケーション

ー食品からのカドミウム摂取に関するリスク評価についてー

6月13日(金) <大阪府大阪市>

6月18日(水) <東京都新宿区>

- ・ 食品安全委員会の主催で開催し、食品安全委員会の化学物質・汚染物質専門調査会がまとめた「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」に関する評価内容について、香山不二雄専門委員講演の後、遠山千春専門委員及び小泉委員を交え、会場参加者との意見交換を実施

4. その他

なし